

子どもの権利委員会 対日審査 2日目の報告

(児童の権利委員会)

作成者 藤木 俊一
iRICH 国際歴史論戦研究所 上席研究員
テキサス親父日本事務局 事務局長

前日の会合での委員たちからの質問に対して回答するために、日本政府代表団は、夜を徹して準備をしたのであろう。常にキッチリとした身なりをしている大鷹審議官の髪型を見れば、それが、どれだけ大変であったか想像できる。

また、日本政府代表団が連れてきていた2名の通訳は、誤訳がかなり多かったり、途中で翻訳を諦める部分が多々あったため、この報告書を作成するにあたり、あまり重要でないところは日本語の通訳のものをそのまま使用したが、特に重要な部分と、通訳の日本語がおかしく、意味が通じない、理解出来ない部分（大部分）は、英語の中継を聞き、この報告書を作成した。

スペイン語で質問する委員の発言を英語に直し、それを日本語にするという作業で、伝言ゲームのような難しい部分もあり、ロドリゲス委員の質問の意味が通じないところがいくつかあった。

今回の委員会の対話を通して、日本国政府代表団と委員会双方が、問題に関しての知識が非常に薄く、理解していない者同士の会話になっている部分が多く感じられた。特に「子どもの連れ去り問題」に関しては、非常に問題があると感じたが、今後の対策も見えてきたので、結果として、意見書を出したことは大きなプラスであると考える。

「子どもの連れ去り問題」に関しては、我々でも、その問題の原因や仕組みを1年半の調査、研究、当事者約100名からの個別聞き取りを経て、ようやく理解出来る、非常に難解で、さらに個別ケースによる部分的な違いなど、委員会のメンバーが、我々が提出した5本の意見書を1度読んだだけで理解出来る内容とはほど遠く、今後の継続的な情報提供ややり取りが必要な事案であると感じた。ただ、誰に対してアプローチするのが有効かという事が明確になったのは、今回の成果であろう。タスクフォース4名の中で、特にカゾバ副委員長とロドリゲス委員への今後の働きかけが有効であると考える。

委員会、日本政府の双方に知識がないがため、日本政府の委員会への回答は、とすれば、「日本政府が国際機関で虚偽の返答をしている」ととられかねないほど危ういと感じた。

さらに国連の委員会の仕組みや、日本政府代表団のキャパシティを考えない（知らない）子どもの連れ去りの当事者などから見れば、日本政府が虚偽報告を行っていると感じているのではないかと危惧される。情報が足りない者同士の茶番劇と見えたかも知れない。実際に、すでに日本政府が虚偽答弁を行ったと被害者団体の幹部が声を上げている。

内閣府、外務省、法務省、文科省、厚労省にまたがる問題であるこの子どもの連れ去り問題を解決するには、さらなる各省庁への働きかけと国連へのロビー活動が必要であると考える。

予定通りであれば、日本政府は、この2日後に、最終答弁書を委員会に提出している。



日本政府代表団からの前日の委員の質問への回答から始まったが、相変わらず、通り一遍の回答のみで、委員たちを苛立たせていた。

委員たちも、日本の文化や伝統に関する知識が無いので、的を射ない質問が多い。毎回思うが、回答する側も、困る状況であるだろう。

それぞれの問題に対する委員たちの知識のなさ、情報の少なさ、情報の精査度合いが甘いなど、委員側に大きな問題があるように感じる。

日本政府代表団の前日の各委員からの質問に関する答弁

福島の状態に関して

・大鷹審議官

昨日、サンドバーグ委員、ロドリゲス委員からあった福島の状態に関してお答えします。

3つの質問に分けられると思いますが、2011年の東日本大震災の後、どうなっているか？に関してだが、原発事故が起きて以降、政府は継続的に放射線に関する情報や対策を適切な方法で、子どもを含む住民に対して流し続けてきた。放射線のモニタリング情報開示などを含んだ情報である。ウェブサイトでもその様な情報を提供し、更に、文科省が手の込んだ資料を作って、学校でも啓発活動をした。

・文科省 山本氏

文科省の福島の学校での取り組みに関して、福島の原発事故の後、子どもたちの安心安全を確保するために、学校に対して通知や事務連絡を発出し、学校における対応方針を示してきた。事故後の状況に合わせ、累次に渡り対応方針を示し、2011年8月には、福島県内の校舎・校庭の線量低減について、学校における、児童生徒が受ける線量について、原則、1ミリ・シーベルト／年 校庭等の空間線量に関しては、1マイクロ・シーベルト／秒を目安とすることとした。局所的に線量が高い場所の把握と除染を進めるなどを示している。

事故を受けて、放射線への感心が高い中、文科省では、2011年10月以降、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身につけ、理解を深めることが出来るよう、「放射線副読本」というのを作成し全国の学校に配布している。教職員を対象とした放射線教育に関する研修、児童生徒を対象とした放射線に関する授業を実施している。

・大鷹審議官

政府はモニタリングプランを2011年8月2日発表した。

関係省庁や、地方公共団体やビジネス界の方でも、適切な放射線のモニタリングを発表した。原子力規制委員会では、モニ

タリングやその他の組織からの情報もとりまとめたウェブサイトを運営している。

どのようにして避難が行われたかに関して、避難指示の解除には、公聴会を多く開催した。情報開示をしてきた。地元の人に説明するため、被曝線量に対しての情報等を多く発表した。地域住民にデータや情報、被曝に関する情報等を提供、説明するために20回も開いた。避難指示の解除を考えた時、福島県楡葉町では20回、南相馬市でも15回開催し空間線量に関して、被曝線量などの予測なども含めて説明してきた。

子どもに与える可能性がある健康保健上の影響に関して説明する。

日本政府は福島地域の活性化に努力してきた。子どもや女性を含む、自分のコミュニティーに戻りたい、再建したい人達に対しても措置を行って来た。環境省でも別な措置を執っている。

長期的な健康保険上の影響があるのだが、福島県で「健康管理協会基金」というのが作られ、この基金のお金で県民の健康調査を行い、行動調査や基礎的な調査を行った。全ての市民に対して、外部被曝線量がどのくらいあるのかなども調査した。

18歳以下、若い子どもたちの為に甲状腺検査を行った。その他でも県民たちは健康診査を受けている。どのような健康被害を受けうるかと言う事に関する事も含む。非難地区に住んでいた人たちのために、心の健康度や生活習慣に関する調査も行った。



・厚労省

避難児童生徒への支援について、子どもを持つ家庭への訪問、心身の健康に関する相談や支援、仮設住宅に住む子どもたちが安心して過ごすことができる居場所造り、遊具の設置や子どもの心と体のケアにかかる事業を実施している。



・文科省 山本氏

心のケアの支援の為にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを被災地の学校に配置するための支援に、きめ細やかな心のケアに務めている。

・大鷹審議官

甲状腺の検査に関して、福島県に住んでいる市民たちに38万人くらいの方が甲状腺のテストを受ける資格がある。福島県の18歳以下の人に対して超音波検査、その検査で二次テストを行う。福島医科大学の中にサポートチームを設置。オンラインでも個人的にも、心の不安の解消のために務めている。

地元に戻れない人たちをどのように支援するのだが、被災者の支援、交流会でネットワーキングをサポート。全国に散らばっている被災者が、以前のコミュニティーを維持できるように務めている。

地方自治体や地方のコミュニティーに対して、ライフラインのためのバスを走らせたり、緊急の為のアラームシステムを仮

設住宅に設置している。公営住宅の再建も行われている。

日本政府は今後も、再建のための責任をとり続け、福島のリハビリに励んでいく。自分たちが元住んでいたところに帰りたい人たち、家を建てたい人に対して、最大限の支援をしている。



・法務省 福間氏

被災者に対する人権問題だが、避難生活の長期化に関するトラブルや、被災地からの避難者に対するイジメなどが見られる。

法務省では、強調事項として、「東日本大震災に起因する偏見や差別を無くそう」を掲げて、啓発活動を行っている。また、仮設住宅に訪問し人権相談を行っている。相談を通じて、人権侵害の疑いのある事案が認知されたら、調査を行い、事案に応じた措置を講じている。



・外務省 杉浦人権人道課長

カソバ委員やスケルトン委員からLGBTIなどのマイノリティに対する差別に対する質問があった。

部落差別に関して

・法務省 ふくま氏

差別の解消の取り組みだが、まず、同和地区の子どもに対する差別に関して、法務省では従来から部落差別解消に取り組んでいる。2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されている。この法律は、部落差別の無い社会の実現のため、基本理念を定め、相談体制の充実、教育、啓発について定められている。

法務省は、この法律の趣旨を踏まえ、法律の周知、相談体制の充実、啓発を図っている。

在日韓国朝鮮人の子どもへの差別に関する取り組みだが、在日韓国朝鮮人の子どもに対する差別の例として、差別発言、差別落書き、ネット上における差別的な言動などが見られる。法務省は、強調事項として、「外国人の人権を尊重しよう」という事を掲げ、啓発活動、人権相談、調査、救済活動を行っている

ヘイトスピーチに関して

2016年6月にいわゆるヘイトスピーチ解消法が施行された。

この法律は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されない」という宣言で、解消に向けた取り組みに関して基本理念を定めている。ヘイトスピーチは許されないという啓発活動を積極的に行い、外国語による人権相談体制の整備を図っている。

性同一障害などの性的少数者の子どもに関する取り組み

性的少数者の子どもに対する差別解消に向けて、性的嗜好、姓自認への偏見、差別を無くそうと啓発活動を行っている。性的少数者に関する子ども向けのリーフレットを作成して、子どもたちに配布して、啓発活動をしている。委員に配った資料の中にも子ども向けのリーフレットが含まれている。見ていただきたい。

アイヌ人に関する質問に関して

・杉浦人権人道課長

アイヌに関する政策は、内閣府の官房長官が行っている。日本政府は、「アイヌの人たちが民族としての誇りをもって生きていける社会の実現」に努力している。

1つの民族として、多様な文化の発展を旨とし、日本に多様な文化をもたらしたいと考えている。

1997年にアイヌ文化の振興と伝統に関する知識の普及のための法を制定し、そのための「アイヌ民族文化財団」を創設した。研究推進機構として、アイヌ語、アイヌ文化、伝統的生活空間の再生を目指している。そこを「民族共生象徴空間」を作る。

これは北海道に存在しているが、2020年4月には、これを更に拡大し、新しい施設として再度オープンさせる予定。政府からのリソースを用いてこの試みをサポートする。

官房長官がアイヌ政策を研究するグループの座長を行い、今後どのようにアイヌ政策を推進させるかを検討している。アイヌの人たちも一緒に参加して貰い、この問題を追及する。「民族共生象徴空間」が、国立センターとして2020年にリニューアルオープンする。日本の国会に、更なる文化振興や社会経済的措置の実施、コミュニティの発展開発、アイヌの伝統に関連する産業を興すことなどを追求する法案を出そうとしている。若い世代もメリットが受けられるようにする。

北朝鮮学校に関して

・文科省 山本氏

高校等修学支援金制度だが、対象となる生徒は、日本国籍に限定していない。

日本国内に在住の朝鮮籍を含む外国籍の生徒に対する支援の内容も日本国籍の生徒と同じである。

日本に居住する外国人対象の外国人学校に生徒が通う場合であっても、法令が定める要件を満たしていれば、支給対象となる。

朝鮮学校に関しては、当時の法令に則って定められた適合基準に適合すると認めるに至らなかったため、「修学支援金制度」の対象の指定にならなかった。あくまで、法令に沿って判断したものであり、朝鮮学校に通う生徒の国籍が理由ではない。今後、要件を満たせば支援をする。

ロドリゲス委員からの障害のある子どもに関する質問について

・文科省

インクルーシブ教育システム（包括教育制度）の構築にむけ、子どもひとりひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、及び、必要な支援が受けられるよう、多様な学びの場の整備を行うために様々な取り組みを行っている。

特別支援教育に関する教職員の資質の向上、ADHDを含む発達障害などの障害のある子どもに対する、指導方法に関する調査研究、小中学校のクラスに通う生徒の指導のための教員の数の確保、子どもの学習活動上のサポートを行う支援員配置への財政的支援、教育だけではなく福祉、医療等の関係機関が連携し、就学前から卒業したあとに渡り、切れ目の無い支援体制の整備を促進するための事業を推進している。

ADHDに関しては（発達障害）のある児童生徒は、どの学校にも在籍の可能性があるため、各教員が発達障害の特性を理解し、適切な指導を行うための能力を身につけることが重要になる。このため、2019年度の教員免許の過程から、どの種の学校教員免許を取得するに当たっても、特別な支援を必要とする、幼児、児童、生徒に対する理解に関する事項を必ず習得するようになっている。各教育委員会に対しても、研修の充実を図るために、発達障害のある児童生徒が、学習上躓き（つまづき）やすいポイント、それに対する効果的な指導のあり方を研究するような事業などに予算を拡張し取り組んでいこうと考えている。



・厚労省 しま氏

ADHDを有するなど、特に支援が必要な子どもについて、児童相談所や市町村の支援の状況について家庭での養育が可能な子どもの場合、家庭で養育できるように児相や市町村において支援している。家庭での養育ができない子どもについては、障害の程度に合うわせて必要な支援が行われるよう、障害の特性に応じた適切な施設や病院などを、児童相談所に於いて判断している。

障害児の数に関しては、「生活のしにくさ」に関する調査、社会福祉施設等調査などを行い「障害者白書」などにおいて公表している。

スケルトン委員からの少年司法に対する質問に関して



・法務省 真鍋浩之氏

虞犯（ぐはん＝罪を犯すおそれがあること）について、性格や環境に照らして、将来犯罪を犯す可能性が認められる少年が虞犯少年という。少年法に規定がある。

少年法の主目的は、少年の健全な育成を期待し、非行のある少年に対して、性格の矯正、環境の調整に関する保護処分を行う事にある。

他方、刑事手続きは、刑罰権の発動を目的としている。少年法の主目的と刑事法の主目的が異なっている。

虞犯の少年が少年院に送致される可能性があることをもって、身柄拘束が不当だというのは正しくないと考えている。

少年に付いての刑事処分の可能年齢を14歳から従前の16歳に引き上げるべきではないかとの意見があったが、2000年の少年法改正で刑事処分可能年齢を、16歳から14歳に引き下げたのは、若い少年による凶悪犯罪・重大事件が後を絶たなか

ったため、少年の健全育成のためには、この年齢層の少年であっても、罪を犯せば罰せられることを明示し、規範意識を育て、社会生活での責任の自覚を促すため、刑法における刑事責任年齢と一致させて14歳とした。改正の必要はないと考えている。

死刑と無期刑に関する緩和に関して

死刑と無期刑について、現在の少年法においては、犯罪を犯した際に18歳未満の者に対しての死刑、無期刑に関しての緩和を規定している。

日本には無期刑といった際に仮釈放が無い終身刑は存在しない。

ある罪を犯したときに、その犯罪に死刑が定められている場合、犯行時に18歳未満の場合は、死刑ではなく無期刑（仮釈放あり）を課すこととなっている。

ある犯罪が無期刑に当たる場合、その犯罪を犯した者が18歳未満の場合は、有期の懲役禁固を科せられると定められている。

無期刑の仮釈放の取り扱いは、成人は無期刑は10年経過後に仮釈放が可能だが、少年には特別規定があり、20歳未満のときに無期刑の宣告を受けた者については、10年ではなく、7年の経過で仮釈放をすることも出来ると定められている。

ロドリゲス委員からの性的搾取に対する対策に関して



・警察庁 たかた氏

PDSCサイクル、性被害の防止策に関して

「子どもの性被害防止プラン」に関して、プランに記載された施策の進捗状況を一年ごとに検証し、市民社会、NGO等の意見も踏まえ、翌年の取り組みに反映させる。

2017年に「インターネット環境整備法」が改正され、児童が使用するスマートフォン等の購入時におけるフィルタリング設定を促進する規定を設け、フィルタリングの普及を図っている。

被害児童の支援を行う「ワンストップ支援センター」を全国の都道府県に設置し、被害児童が支援を受けやすい体制を構築した。児童の性被害防止の啓発にあたり、被害の現状とその対策を考え、児童自らが演劇を行うなど、被害の現状などについて広報する活動も行っている。

代替養育（オルタナティブ・ケア）について（カゾバ委員質問）

・厚労省 しま氏

子どもの権利条約の理念を受けて、2016年に児童福祉法を改正した。

この改正に於いて、代替養育を必要とする児童も、家庭と同様の環境に於いて、継続的に養育されるよう、国・都道府県・市町村が必要な措置をとる旨を明記した。

2020年度から、10年間に渡る計画の策定を行っている。国も、計画の策定状況や策定後の進捗状況を確認し、そのための支援を行う。

(委員たちにポスターを紹介する)

日本では、里親に関するキャンペーンを毎年実施しており、今後も継続する予定。

里親委託を推進する過程で、子どもが不利益を被らないよう十分な配慮を行う事が必要と考える

2020年度末までに、児童相談所が施設や民間団体と連携し里親による養育を包括的に、支援する新たな体制を各地域で構築する。

児童の保護に関する指摘に関して

代替養育が必要かどうかに関しては、児童相談所が児童や家庭のおかれた状況について調査を行い慎重に判断している。子どもや親の意見を確認する事になっている。

児童相談所の判断が親の意見に反する場合、家庭裁判所の判断を仰ぐこととしている。

児童相談所の運営に関する経費について

経費は、支援した子どもの人数に対するものではなく、管轄する地域の人口規模などに応じて算出されている。児童の代替養育の費用に関しては、児童相談所ではなく、里親ないし、施設に直接支払われている。

外国籍の子どもについて（スケルトン委員の指摘）

外国籍の子どもも児童相談所に於いて、相談対応、支援、保護など、日本国籍の子どもと同等に児童の状況に応じた支援を行っている。

特定の宗教に入信、または、改宗させることが親権の乱用に当たる場合は、親権停止などもあり得る。家庭裁判所に申し立てることが出来る。

表現の自由に関して（カゾバ委員、ロドリゲス委員指摘）

・法務省

家事審判における子どもの意見表明に関して、意見表明権を15歳以上に保証してるが、それ以下にも適用するべきではないかとの事だが、家庭裁判所においても、15歳未満の意見聴取も適切に聴取されているので、法律上の引き下げは考えていない。

理由は、15歳未満の場合も一律に子どもの意見を聞くべきとなれば、子どもの情緒、判断能力によって、かえって子の福祉に反する可能性があるからである。

実際の運用に於いては、15歳未満でも、公権的福祉的な役割の家庭裁判所の裁判官、調査官によって、子どもから適切に意見を聞いている。

高校生の政治的活動に関して

・文科省 山本氏

2014年に法改正があり、選挙権年齢が18歳に引き下げられた。高校等の生徒が、国家社会の形成により一層、主体的に参画していくことを期待している。

学校内外を問わず、政治活動を厳しく制限したという通知は、廃止した。学校外の政治的活動は、家庭の理解の元に生徒が判断し行うものであると明確化されている。

子どもの交通事故防止対策に関して（カゾバ委員質問）

・警察庁 たかだ氏

交通事故防止対策は、学校・関係機関・団体などと連携し、年齢や通行の対応等に関する交通安全教育を推進している。

小学生には、歩行者・自転車利用者として必要な技能、知識を習得させると共に、小学校、PTA等と連携した交通安全教育を行っている。

中学生には、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識、技能を習得させると共に、自己の安全だけでなく、他人の安全に対しても配慮するために、中学校、PTA等と連携した「自転車安全教室」等を実施している。

通学路の定期的な合同点検等の結果を踏まえ、警察による対策が必要な箇所において、教育委員会、学校、道路管理者等と連携し、信号機や横断歩道の設置等による道路交通環境の整備、通学路の危険箇所を取りあげた具体的な交通安全教育等を推進している。

・文科省 山本氏

学校での交通安全教育は、家庭、地域の関係機関、団体等と連携し、学校教育全体の中で取り扱われている。交通安全の習慣から事故の補償問題の理解、交通事故の防止などについて子どもの発達段階に合わせた指導を行っている。

交通安全教育を含む、教職員向けの教育資料の作成や配布、研修会を実施している。

教育における過激な競争環境に関して（スケルトン委員質問）

・文科省 山本氏

現在は、少子化、入学定員の拡張に伴い、過度な受験戦争は緩和している。

高校への進学率は98.8%で、高校の収容力は十分である。大学の志願倍率は1992年の1.94倍から、2016年には1.12倍に下がっている。

選抜方法の改革も行っている。高校の入学者選抜方法は、生徒の個性に応じた学校選びが出来るように多様化している。大学入学者選抜も、30年ぶりに、2021年から新たな大学入試制度にする。教科の知識に過度に偏重した選抜方法ではなく、入学志願者の学力を多面的、総合的に評価する選抜方法へ転換する。知識、技能、思考力、判断力、表現力、主体性、協調的態度をもっているかなど、多面的、総合的に評価しながらの入試制度に大きく変革を図っている。

「子どもの連れ去り」に関して（カゾバ委員質問）

・法務省 真鍋氏

離婚後の**共同親権制度**に関して日本に導入するかどうか、国民の間に様々な意見があり、現在、与野党を越えた議員連盟においても議論がされている。（※カゾバ委員は共同親権ではなく共同養育に関して話している。法務省は、共同親権と共同養育の違いを理解しているのか？）

離婚した夫婦の間で、子どもを養育監護する際に必要な合意が適時に得られない場合などは、子どもの利益に反する事態が生ずる恐れがある。特に父母の感情的な対立が根深い場合などは、離婚後の夫婦が協力できないという場合も想定できる。よって、離婚後の**共同親権制度**の導入に関しては、慎重に検討する必要があると考えている。議員連盟の議論状況についても、政府として注視していかなければならないと考える。

無国籍の子どもに関して（ロドリゲス委員質問）

・大鷹審議官

無国籍の子どもに関しては、2つの関連条約がある。

1つ目は、無国籍者の地位に関する条約、2つ目は、無国籍の削減に関する条約である。

国籍を持たない人の地位に関して、このような状況に陥る人たち、更に無国籍者を増やするような事が無いように願っており、この2つの条約を締結できれば良いと考えている。

この条約を締結するためには、複雑なために複数の省庁が絡むために幅広い話し合いが行われる必要があるために簡単に決められるものではない。それから、この2つの条約の締結の決断を下すために、日本で実際に何が起きているかも見なければならぬ。

無国籍の子ども・児童の保護に関して

・法務省

無国籍児童の保護に関して、日本国籍を取得できる枠組みを整備している。

日本で生まれた子どもの父母が両方ともが不明な場合、または、無国籍であるときは、その子どもは日本国籍を取得できる。

日本で生まれた子どもで、生まれたときから国籍が子どもが、生まれたときから継続して3年以上日本に住所がある場合、通常より緩和された条件で日本国籍に帰化できる。

登録されていない子ども・無国籍の子どもに関して

・法務省

戸籍に登録されていない無国籍の者に対しては、無国籍の者が「国籍を作る手引き」を作成し、市区町村を含めた関係各所に配布している。

全国の法務局に於いても、無国籍解消の為の相談窓口を設置している。

個別の事案について、丁寧な手続きの案内を行っている。

戸籍を持たずに長期間が経過し、成人した人たちに関しては、法務局に於いて、市区町村と連携し情報を集め、分析し、共有することで、1人1人に寄り添いながら戸籍に記載されるように丁寧な手続き案内をしている。

幼児期の問題に関して



・厚労省 唐沢氏

乳幼児に関する3点の対策

待機児童対策：子育てをしながら働く女性の割合の増加を背景とし、保育を必要とする乳幼児が増えているが、保育の必要があるのに保育所等に入所できない「待機児童」が発生しており、解消に向けて、2013年度～2017年度の5年間で、政府目標の50万人を上回る約53.5万人の保育の場を確保した。

2018年4月1日時点での待機児童数は、前年4月1日時点より約6,200人減少し、19,895人となり、10年ぶりに2万人を下回った。

「待機児童対策」を日本政府の最重要課題に1つとして位置付け、子育て安心プランに基づき、各自治体と連携し、2020年度末までに待機児童の解消を図ると共に、2017年現在の女性の就業率は74.3%であるが、この数字が80%になった場合の保育ニーズにも対応できるよう32万人分の保育環境を整える。

低出生体重児に関して

日本の低出生体重児の割合は9%を越えており、先進諸外国と比較しても高い値である。

要因は、医学の進歩で、早期産児の割合が増加、多胎児妊娠、妊娠前の母親の痩せ、妊娠中の母親の体重抑制、喫煙などが因子として報告されている。

厚労省としては、関係者が一体となって推進する、母子保健の国民運動計画で、現在、第2次の計画期間である「健やか親子21」の中に前出生中の低出生体重児の割合や妊娠中の妊婦の喫煙率の減少などの関連指標を設定して目標達成に向けた取り組みを進めている。

妊娠中の望ましい体重増加量の周知のための妊産婦のための食生活指針、妊娠中の喫煙を減らすための喫煙の影響に関する啓発資料を作成し、周知活動をしている。母子健康手帳も活用し啓発している。

HIVの母子感染対策に関して（ロドリゲス委員質問）

早期診断を目的とし、全ての都道府県の妊婦検診に於いて、HIV検査を希望する者に対して、公費で支援を行っている。HIV感染妊娠に関する診療ガイドラインを作成して、関係団体等を通じて医療従事者向けに周知することによって、母子感染予防に努めている。

国旗・国歌に関して（ロドリゲス委員質問）

・文科省

他の国も含めた国旗・国歌を尊重する態度は重要で、学校教育でも社会科、音楽科で意義を教えている。入学式、卒業式などに於いて、その意義を踏まえて、国旗を掲揚し、国家を斉唱するという活動が行われている。国旗・国歌の指導は、児童生徒の内心に立ち入って強制しようとするものではなく、教育指導上の課題として指導するものである。

委員からの新たなフォローアップ質問 1

福島・国旗国歌・子どもの裁判所での意見表明・児童買春・児童ポルノ



・ロドリゲス委員

福島について、非常に高い放射線量があるところにまだ住んでいる人がいるのか？
国際的に定められた数値制限以上の場所に住んでいる人がいるのか？

低体重と15%の貧困率や生活水準との関係があるのか？貧困の人たち、特に子どもたちについてはどのような援助をしているのか。

国旗国歌に関して、国歌を歌わない場合に制裁が行われるか？

国旗を尊重しない子どもたちにも制裁があるか？

15歳以下の裁判所での意見表明に関して説明して欲しい。

児童の買春、児童ポルノに関する選択議定書に関して、人身取引についての戦いだ、人身取引対策審議会があると聞いたが、どのような結果が出たのか

委員からの新たなフォローアップ質問 2

子どもへの暴力の行使・日本の石炭発電の増加・子どもの貧困・代替監護（児童相談所） 不法滞在者の子どもに対する入管の対応



・サンドバーグ委員

子どもへの暴力 刑法175条に関わる力の利用に関して、現在は、保護者しか刑罰の対象になっていないが、他の権力を持った人たちが暴力を用いた場合は、親以外でも処罰するのか？

2030年までに石炭火力発電を増加させるとの事だが、これが気候変動に関する責務とどう合致するのか。この点で、児童の権利に抵触しないのか？

日本の外でも化石燃料の発電を行っているが、その点をどうすり合わせるのか。

子どもの見解をこのような政策やプログラムを作るときに、取り入れているのか？

気候変動や自然災害に対しての子ども意識や心構えはどの程度できているのか？

災害リスクの管理に関しても、子どもの意見も取り入れるべきではないか。

特に原発事故があった場合はどのようにするのか？

貧困に関して、親に対して社会的支援を更に提供しようとは考えていないのか？

そうすれば、子どもが親から引き離されて児童相談所によって連れて行かれることがないのではないかと。何故なら、子どもが親から引き離すと、親の貧困に何らかの関連性があると思われるからである。

子どもの親に対する支援を強化して、児童相談所によって子どもが連れ去られないようにできるのではないかと。

昨日の代替監護施設に入れるための条件に関する質問に回答されてないので、回答していただきたい。**児童相談所は、子どもを児童相談所で保護するかしないかを決定するのに、家庭裁判所等で、他のどのような法的要件があるのか。公的な判断が必要なのか、そうでないのかに関して返答を要請する。**

入国管理局での拘束に関して、強制退去に於いて、広義で子どもも拘束されている。

しかし、子どもが親から引き離されている場合もあるようだ。これに関して説明を要請する。

委員からの新たなフォローアップ質問 3

障害を持つ子どもに関して



・ロレンス委員（スペイン出身 1957年生まれ）バレンシア大学 国際民事法・国際関係法教授

日本政府の問題点一覧に関する回答を見て驚いた。今までのところ、政府の回答に全く満足していない。一般的な返答しか出されていない。

十万人以上の子どもたちが特別な養護教育を受けているとのことだが、教育の質を上げなければならぬとなっているSDGsの4に反している。

障害者の権利関係の法律にも関わる問題である。この中に包括的教育があるが、障害がある子どもが普通の学校に入ることと両親が希望している場合、両親は裁判所に対して、それを要求できるのか？この場合、日本は特別な学校を閉鎖して、通常の学校に障害のある子どもを特別な環境にして入れるか？

17万人の障害を持った子どもたちが施設にいるというが、この子どもたちに対して、どのような対策をしているのか。SDGsの基準を満たすためにこの施設から子どもたちを出すことはしないのか？

子どもたちが家族的な環境で生活をするとなっているが、このための教師への予算はどの程度か、また、これを行うための予算はどれほどか。

障害を持つ子どもたちにスティグマ（劣等感・汚名）を持たせないためにどのような対策が採られているのか。この様にすでに分離されている子どもたちのスティグマを取り除くための対策として、意識を高めるとか啓発をすとかなどどのような施策や考えがなされているのか。

委員からの新たなフォローアップ質問4



ADHD発達障害・公的機関による薬物の乱用

・カソバ委員

ADHD症候群をもつ子どもの数が増えていることに関して懸念している。必ずしも診断が正確に行われているとも限らない。

向精神薬の投与をされている子どもが多いが、精神薬投与は子どもたちの健康に良くない。

日本は、医薬品の世界の市場で第3位だそうだ。ADHD対象の薬が非常に多く使われている。処方されている子どもの数が増えている。これに関する調査をしないのか？向精神薬が悪い事を両親は知っているのか？ 医薬品を使わない代替的処方がないかどうかなどの調査は行わないのか。親たちはそれを求めているのではないか。

家族的な環境に関して

子どもを親から引き離す時の手続きに関して、ネグレクトや虐待があると近隣の第三者から通報があった場合どうするのか。何故、2ヶ月も掛けて児童相談所に子どもを保護するのか？裁判所に行く前に2ヶ月も保護するのは何故なのか。

このような措置に対して、子どもを親から引き離すのは良くないという理由で、両親が児相を訴える事は可能なのか？

離婚後の共同養育に関し良いとは思わないかも知れないが、子どもが権利が無くて、例えば養育権を持たない両親と会えないというのは子どもにとって不健全である。このような政策を考え直す必要はないのか？
産みの親との接触が子どもの利益にかなうと考えないのか？

出生時の登録と女性の再婚期間に関して（ロドリゲス委員質問）

300日規定に関して：親が離婚していて、離婚が成立し300日以内に母親に子どもが生まれた場合、誰が父親として認められるのか？生物学的な親か？別の人の人なのか。

OPSC（子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する選択議定書）に関して（サンドバーグ委員）

児童ポルノの製造販売、流通に関して、商業的な活動の禁止、児童の回春、着メロ、JKビジネス、オンライン・オフラインの児童ポルノを流通させる場合の対策は？

その他の委員からの質問 1（対日本のタスクフォースではない委員）



Mr. Hatem KOTRANE

・コートラン委員 チュニジア人 チュニス大学の教授 社会法学博士

POSCのフォローアップ質問

子どもの売買・子どもの定義 強制労働も子どもの売買では無いか？子どもが禁止された活動に参加していた場合（武力紛争など）日本の刑法では、子どもが紛争に関わることを禁止しているのか？

その他の委員からの質問 2（対日本のタスクフォースではない委員）



Ms. Hynd AYOUBI IDRISSE

・アイトリッシ委員 モロッコ人 法学博士 ピエール・メンデス大学卒

15歳以下の子どもの権利に関して

日本政府は、15歳の子どもの法的権利に関して理解していないようである。

裁判所は、子どもの意見を解釈するときはかなり慎重であるが、これは矛盾していないか。裁判官が子どもの意見を解釈する訳だが、そして、裁判官もどのようにその子どもの意見を「何が子どもの最善の利益になるか」に照らして解釈するかは自由だが、15歳以下であり、非常に情緒的に乱れているとき、14歳から刑事責任が課せられる現在、

そうした自分達の責任なども考える事になると考えなければならないのだが、これは矛盾していると思わないか。

その他の委員からの質問3（対日本のタスクフォースではない委員）



Ms. Suzanne AHO ASSOUMA

・アズーマ副委員長 トーゴ人 元官僚
1952年 ベトナム・サイゴン生まれ

出生届に関して

ガイドブックがあって、マニュアルがあり、手続きがあり、人を配置していると言うが、どのように一般の人に利用されているのか？まだ、多くの子どもが出生届をだしておらず、戸籍を持ってないと理解しているが、それらハンドブックなどのような物が、適切であるのか。

出生時低体重に関して

喫煙に対して闘うためのプログラムなどが用意されているのか。

低体重児には、様々な理由があるが、低体重児に関して、特に何か対策を行っているのか。なぜなら、新生児死亡の大きな原因であるから。

その他の委員からの質問4（対日本のタスクフォースではない委員）



Ms. Velina TODOROVA

・トドロワ委員 ブルガリア人
プロヴディヴ ブルガリア科学アカデミー 法学部講師

嫡出子でない子の取り扱いに関する日本政府の説明には、満足いくものではなく、ハッキリしていない。完全に廃止するにあたり「非嫡出子」に関する日本の発想に満足いかない。

この委員会は過去に何度もこの問題を扱ってきたが、いまだに出生証明と戸籍制度が残っており、現在も継続して「非嫡出子」という考えがあり、これは、婚外子に対する「差別」であり、「汚名」を着せることであるが、これを廃止するというテンプレートが見えない。

ここまでで、約1時間半が経過、20分間の 11:55分（日本時間19:55）から、後半の審査が始まった。前半に各委員により指摘された問題、質問に対して、日本政府が回答を行った。

福島放射線レベルに関して（日本政府の回答）

・大鷹審議官

福島に関して放射能のレベルが低いのだが、答えはYESである。

国際組織の基準は、年間20ミリシーベルト以下となっており、それ以下になければならないが、我々の目標は1ミリシーベルトにしている。20より遙かに低い値だ。そして、実際の値は、福島も含めた日本では、それよりも遙かに低い。世界では誤解がある。この機会に福島はもう今では避難していないとてもクリーンな地域があることだ。放射線ゼロを目指して努力してきた。この件では、誤った情報の提供がなされている。

国歌に関して（ロドリゲス委員質問への日本政府の回答）

・文科省 山本氏

（子どもや人が）国家を歌わなかった場合、制裁を受けるとの質問だが、制裁を受けることはない。

児童・生徒が信念に基づいて、指導に従わなかった場合には、適切な教育的配慮の元に、繰り返し指導を行うことが必要であると考えている。

障害児に関して（カルドナ委員質問への日本政府の回答）

・文科省 山本氏

義務教育段階の障害のある子どもたちの修学先の決定は、市町村の教育委員会だが、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の教育体制の整備の状況、教育学、医学、心理学などの専門家の意見を聞き、本人、保護者の意見も最大限に尊重している。

インクルーシブ教育について

障害ある子どもと、障害の無い子どもが可能な限り同じ場で学ぶのは、障害者に対する理解に繋がるために重要だ。共に学ぶにあたり、それぞれの子どもの授業内容がわかり、学習活動に参加している実感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、最も本質的な視点となってくると考える。

そのための支援体制の整備が必要で、教職員の資質の向上 ADHDを含む発達障害などの障害のある子どもに対する指導方法に関する調査研究、子どもの学習を支援するための支援員への財政的な支援などが必要であり、2018年度のこの様な特別教育に関する予算は、約24億円計上している。

教員の資質の向上に関して、2019年度から教員の免許取得時に「特別な支援が必要な子どもたち」に対する理解に関して必ず学ぶカリキュラムになっている。

教員の研修を充実させるために、教育委員会に於いて効果的な教科指導のあり方を研究するモデル授業を行っていたり、学習上、躓（つまづ）きやすいポイントについて研究したりする授業を行っている。

強制（国外）退去に関して（サンドバーグ委員質問に対する日本政府の回答）

・法務省 真鍋氏

強制退去時の親と子どもの分離に関する質問だが、退去強制手続き中の子どもと親について、親と一緒にいるということに配慮して手続きを進めている。親と共に在宅のまま調査をしたり、親族や児童相談所に一時保護を依頼し、あるいは、収容中の者に関しては、仮放免するなど、弾力的に運用し、基本的に収容を行わずに手続きを行っている。収容がやむを得ない場合は、可能な範囲で親と収容し、親を除く他の成人とは別の居室に親子を収容している。必要最小限度の使用に留めている。

性的虐待に関して（サンドバーグ委員質問に対する日本政府の回答）

刑法175条に関する質問をもらったが、刑法179条の間違ひではないかと考える。

現に監護する者が、子どもに対して性的行為に及んだ場合、被害者である子どもの同意なく処罰することとしている。

現に子を監護する者に関して、法律上監護する義務がある者に留まらず、事実上、現にその子どもを監督して保護している者に対しての処罰が可能となっているので、処罰の範囲は、委員の指摘よりも広いと考える。

子どもに対して影響力を行使できる監護者以外の者に関してまで処罰の対象にするかは、慎重に考えるべきと考える。

監護者を子どもの同意無く処罰する趣旨は、その者が子どもに対して、生活全般に渡って精神的・経済的に依存せざるを得ない状況にあるために処罰することにした訳である。学校の先生・スポーツのコーチなどは、この趣旨が当てはまらなないと考えている。

この場合でも、子どもに対して、事実上の影響力を及ぼして淫らな行為をさせた場合には、児童福祉法違反で処罰可能であり、場合によっては、刑法上の準強制性交等罪が成立する場合もあるので、処罰は十分に可能である。

刑法175条については、猥褻な物を陳列したり頒布したりした場合に処罰する規定である。着エロ撮影（エロチックな着衣の子どもを撮影した）や、イメージビデオに対して対処が不十分と言われたが、児童ポルノ禁止法に関する処罰に関し、着エロやイメージビデオであっても、児童ポルノ禁止法の法律上要件を満たせば、児童ポルノに該当し処罰が可能であると考えられる。

オンラインの性的搾取・JKビジネスに関して（サンドバーグ委員質問に対する日本政府の回答）

・警察庁 たかた氏

インターネット上のSNSに起因する児童の性的被害（児童買春や児童ポルノ）が増加傾向にあり、警察はこの被害防止に尽力している。

各種法令を適用した違法情報の取り締まりやネット上での不適切な書き込みを行った児童に対して、指導を行うなどの取り組みを推進している。

関係機関と連携し、保護者に対する啓発活動を強化し、児童に対して情報モラル教育を推進している。

インターネット接続機器に関して、フィルタリングの利用促進を行っており、児童の不適切なサイトの閲覧を防止する取り組みを推進している。

SNS事業者自身による対策強化の自主的な取り組みの強化にも支援している。

J Kビジネスに関して

2017年5月に「関係府省対策会議」に於いて「今後の対策」を取りまとめた。

「今後の対策」に基づき、政府を挙げて「JKビジネス」の取り締まり強化、相談体制の充実、教育・啓発の強化等に取り組んでいる。

警察はその実態把握に務めながら、労働基準法や児童福祉法等に違反する行為について、積極的に取り締まっている。さらに、JKビジネスに従事する児童等に対する保護も行っている。2017年の「今後の対策」の取り組みをさらに推進していく。

離婚後の養育権（養育権）に関して

・法務省 真鍋氏

現在、日本は離婚後の共同親権は採っていない。離婚後単独親権、父母のいずれかが親権を持っている状態であっても、親権を持たない親と子どもが「面会する権利」というのは、十分に確保されている。十分、交流することは可能である。

多くの場合に於いて、離婚する際、あるいは、当事者間が離婚の条件を合意する際、あるいは、裁判所が離婚をさせる際に親権を持たない監護をしない親と子どもの面会についての取り決めがされている。

※この部分の日本政府の回答は、不正確であるだけでなく、事実と異なっている。

子どもの連れ去りの場合、連れ去った以降も、離婚するまでは共同親権である。しかし、実際には、連れ去られた側の親は、子どもに何年も会えないケースが多々ある。これは、連れ去り親による「虚偽DV」の申告で、多くの場合は弁護士や人権NPO、女性シェルターなどによって指南されている。

一度、虚偽DVでもDVの烙印を押されたら、何をどう説明しても無駄である。多くの証拠がDVが無かった事を示していても、裁判所はそれを認めずに「DV」と「継続性の原則」等を使い、子どもに会えない状況を作っている。これが、子どもの連れ去り問題の本質であるが、日本政府は、この事を知っているのか知らないのか、現実とかけ離れた回答をしている。これは、大きな問題である。

代替監護と具体的な配置基準に関して（カゾバ委員質問に対する日本政府の回答）

・厚労省 しま氏

児童相談所や市町村に虐待に関する通報が入ったら、子どもが家庭内で権利侵害を受けている場合、一時保護の対応を行う。児童相談所では、一時保護した子ども、一時保護をしていない子どもについて、いずれの場合も、生活の状況や成長の状況などの社会的な育ちの状況を確認している。

心理的側面、医学的側面等の調査を行い、総合診断で子ども及び家庭に対するそれ以降の支援体制を判断している。これらの診断・判断に於いては、子ども及び家庭の意見を確認することとされている。

この様な確認の過程で、保護者の同意が得られない場合は、児童相談所は、都道府県の児童福祉審議会の意見を聞くこととされている。また、里親や施設に入所せざるを得ない状況にある子どもについて、保護者の同意が得られなければ、児童相談所が家庭裁判所の判断を仰ぎ、施設入所の判断を仰ぐこととされている。

保護者が反対している場合、裁判を提起することができるのかと言うのは、寧ろ、児童相談所が申し立てを行い、判断を仰ぐこととされている。

代替的監護の環境に関して（カソバ委員サンドバーグ委員質問に対する日本政府の回答）

里親委託推進を行っている説明を行ったが、それ以外の施設に於いても、できる限り家庭的な養育環境とするよう、養育単位を小規模化して、家庭的な雰囲気の下で、子どもを養育できるように取り組んでいる。それに向けた職員の配置基準、施設改修に関する予算等も措置をしており、今後も継続していく考えである。

離婚後300日の間に生まれてきた子どもに関して（ロドリゲス委員質問に対する日本政府の回答）

・法務省 真鍋氏

夫婦が婚姻している場合に生まれた子ども、あるいは、婚姻解消後300日以内に生まれた子どもは、婚姻中であれば、その夫の子どもであり、婚姻が解消された場合は、婚姻が解消された夫の子と推定される。戸籍には、その夫の子どもと記載される。

離婚した場合等で、母親がその夫の子どもとして登録したくない場合で、戸籍に登録しない場合には、無戸籍児が発生するが、この様な事例があることが問題であるという事は政府も認識しており、法改正の必要の是非も含め現在検討中である。

無戸籍問題に関する認識を共有し、連携を強化するため、関係府省を構成員とする無戸籍児解消のためのタスクフォースを設置している。

子どもの貧困に関して（ロドリゲス委員とサンドバーグ委員質問に対する日本政府の回答）



・内閣府 魚井氏

指摘の貧困率15%は、日本社会全体の貧困率であり、15.7%が直近の貧困率である。
子どもの貧困率は、13.9%である。前回2012年の調査はで、16.3%だったので、2.4%低下している。具体的な子どもの貧困対策の推進にあたっての取り組みに関しては、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2014年に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されている。

全ての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの施策を総合的に推進している。

具体的に法律や大綱に基づいて、児童扶養手当の多子加算の倍増、奨学金制度の拡張など多方面に渡り子どもの貧困対策

の推進し、継続している。

1人親に家庭に関して

・厚労省 小川氏

子どもの将来が、その生育環境によって左右されることがないように、貧困対策を行う事が極めて重要だと考えている。

1人親家庭に対しては、「すくすくサポートプロジェクト」で総合的に対応。(※資料添付)

児童扶養手当の多子加算の倍増、第二子以降に手当額を加算する施策の充実に努めた。

2018年には、児童扶養手当の所得制限を引き上げ、50万を超える世帯で支給額が増える見込み。

生活保護世帯の大学進学支援のため、6月に生活保護法を改正し、一時金給付制度を創出した。今後も子どもの貧困対策に対する大綱に基づき、総合的対策を行っていく。

地球温暖化に関して（サンバーク委員質問に対する日本政府の回答）

・大鷹審議官

クリーンな空気、クリーンな水は、1970年代から追求し、京都議定書ではフロントランナーを務め尽力してきたし、地球温暖化にしても同様である。福島事故は確かにトラウマになって残っている。

原発の再稼働も簡単ではないので、その差を我々が埋めなければならない。

だからといって、我々が立てたいかなる目標に対しても、諦めないことは、強く申し上げる。Co2の削減2030年までに26%削減する目標を掲げており、これを達成する為に最大限の事を行う。黄砂問題にも神経を使い対応している。それら一つ一つに対応する。

石炭火力発電に関する技術に関して、明確に言っておかなければならないのは、我々は、石炭火力発電所を他国へ輸出していないということ。しかし、その技術を必要としている国には技術供与は行う。より良い技術を持って対応する。それによって、石炭火力発電所から出される大気汚染は、最小限に抑えられる。

杉浦氏によって、子どもたちに配っているリーフレットに関して説明して貰うが、これには、気候変動に関しても記載されている。

・外務省 杉浦課長

日本ユニセフと協力し、外務省でSDGSの関する子どもでも容易に読むことができる資料を作成し、3つの柱を立て、

1. 不平等対策、2. 暴力、差別対策、3. 気候変動・災害対策を含む環境対策に関して挿絵や地図やデータを用いて解説している。これは、中学生に向けて配布している。教師もこれを利用して説明ができる。サンバーク委員の質問はこれでカバーできると考える。

裁判所での15歳以下の子どもの代理に関して（アイトリッシ委員質問に対する日本政府の回答）

・法務省 真鍋氏

家庭裁判所に於いて、15歳以下の子どもの意見を聴取が慎重すぎるとの指摘があったが、15歳より上でも下でも、子どもの意思の把握が極めて重要と考えている。

法律上は弊害を考慮し、15歳以上の子どもからの意見聴取を定めているが、法律に規定がなくとも、裁判官は、15歳未満の子どもの意見も積極的に聴取している

家庭裁判所には児童心理学の専門家である家庭裁判所調査官という職がある。児童の心理に配慮しながら児童の意見を把握している。

※日本政府は実際の裁判所の運用、現場の状況を把握していない。大きな問題である。

人身取引に関して（ロドリゲス委員質問に対する日本政府の回答）

・大鷹審議官

我々はこれに関して特に、2014年の行動計画以降、積極的に取り組み、理事会を組織し、関連する全ての省庁が積極的に関わっている。これには、国境を越えた対策も含まれている。これにより、人身売買で日本に送られる子どもを阻止する事ができる。

警察やその他の機関が検挙に努力している。さらに民間企業を含む人々の中で、この問題に関する理解を高めている。そして、被害者の保護にも注力している。人身売買に関連するだろうと思われる様々な事象に関して、対応するために全ての関連省庁が動いている。

この結果として、数字が改善している事を強調したい。例えば、2005年は、117名の被害者登録を認知していたが、ここ数年では、20人程度である。

米国国務省は、この問題に取り組んでいる国の被害の数に関する年間報告を出しているが、この問題に対する対策の真剣度合いで、最新の報告書でも、日本は上位にランクされている。

予算に関して（ロドリゲス委員質問に対する日本政府の回答）

・厚労省 しま氏

取り組みに関する予算の裏付けがあるということの確認は重要であると考えている。来年度の予算案は増額している。

例として、児童相談所や市町村の職員に対する専門性向上のための研修強化事業を行っており、来年度は2千万円増加の7千万円としている。

里親養育を包括的に支援する機関の職員への研修のための費用を創設し、3千2百万円の予算案を出している。

児童養護施設の職員の教育についても拡張し、7千万円増額の2億7千万円としている。

強制労働に関して（コトラン委員質問に対する日本政府の回答）

・法務省 真鍋氏

刑法で紛争に関わる犯罪に関する処罰規定があるのだが、刑法には例として「逮捕監禁罪」、「脅迫罪」、「誘拐罪」などがある。人身売買の罪にあたるものがあれば、刑法上、処罰される。

<前日と当日の内容に関する補足説明>

イジメを如何にして防止するかに関して

・文科省 山本氏

イジメ防止対策に児童生徒がどのように参加しているかという質問があったが、児童生徒が自らイジメの問題を考え議論する活動を推進することが大変重要だと考えている。

イジメに関して子どもたちが考える授業を実施している学校であるとか、イジメをなくすことに対してできることを児童生徒同志が議論するイベントを開催している自治体もある。

全国の児童生徒の代表者が集まり、イジメについて議論し発表するイベント「全国いじめ問題子どもサミット」を毎年、国が開催している。

メンタルヘルスケアに関する補足説明（ロドリゲス委員質問に対する日本政府の回答）

・厚労省 しま氏

保健政策立案時にメンタルヘルスの問題がある人の意見が反映されるかどうかの質問があったが、障害者基本法に於いて、国及び地方公共団体は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策を講ずるにあたっては、障害者その他の関係者の意見を聞き、その意見を尊重しなければならないと規定されている。

障害者総合支援法などの法令改正や改定にあたっては、精神障害者をはじめとする障害者およびその支援団体の代表を委員に含んだ「社会保障審議会障害者部会」に於いて議論を行い、その結果を踏まえて検討している。

ハーグ条約に対する質問に関して

2つの条約に関して我々は多くの事に関して熟考しなければならず、各省庁の調整が必要であるが、**現在のところ明確なプランや予定はない。**

日本が批准しているハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）

子どもの奪取に関して

・法務省 真鍋氏

ハーグ子奪取条約について、日本でその履行が出来ているかという質問があったが、**日本ではハーグ条約の履行を確保するための強制執行をするための手続きが確保されている。**

※これも実際には判決が出て、強制していない。日本政府が事実誤認をしているのか、意図的に虚偽の回答を行っているのかは不明。

実際にその国内法律、執行法に基づいて子どもの引き渡し成功している事例が多数ある。

※引き渡し成功している例があるの裏側には、成功していない例があると言う事だが、日本政府はこの部分を隠蔽していると採られる可能性がある。

この履行をより円滑に進めるため、民事執行法の改正を目指して検討を進めており、その改正の要項が法務省の法務大臣の諮問機関である法制審議会から法務大臣に答申されたところである。現在、関係法案の立案の作業を法務省において進めている。

・杉浦課長

子どもだけの予算のみを限定して答えるのは、それぞれに家族やその他の関係する予算も含まれ、医療機関なども、子どもだけではなく一般の人も利用しているので困難で、ここに参加していない省庁なども関係する問題なので、再度確認して書面にて回答する。

どの程度を、分割したり（子どもの予算だけを）独立させられるか明確ではないが、我々の見立てで定義して、最大限努力して報告する。

タスクフォースの委員からの新たな質問（カゾバ委員）

代替ケアで児童相談所の子どもが苦情申し立てを出来るか？安全に罰則を受けることなく苦情の申し立てをできるのか。最も重要な質問だと考えているが、いまだに回答がない。

インターネットの安全性に関しても、（日本政府の回答は）ほとんど理解が出来ない。

インターネットの安全を確保するために、一般的に安全性だけではなくネット上での言動に関しても含めどのような教育を行っているのか。何故なら、子どもたちは、ネットを利用しているので。ネット上だけではなく一般社会でも。

タスクフォースの委員からの新たな質問（ロドリゲス委員）

例えばダウン症の子どもがいて、その家族が子どもを施設に入れたい場合、国に介入して貰いたい場合、国が精神病院や他の病院に入れて代替ケアを提供するかも知れないがどのような手段を採っているのか。言い換えれば、どのような手順でこのような場合は対処しているのか。

サンドバーグ委員による閉会の辞

非常に開かれた建設的な意見交換ができたと思うし、委員会は我々の一般的な質問や個別の質問の全てに対して回答したあなた方の努力に感謝する。

いくつかの（日本政府からの）回答は、可能な限り、もっと掘り下げたものでなければならなかったと考える。 皆さんも、体罰に関して、差別に関して、日本での多様化の広がりなどで、さらなる努力が必要だと言うことを認識されたと思う。

個別事案での子どもの意見の聴取に関して、立案に関して、少年法に関してのいくつかの問題、代替養育の問題などが、今、頭に浮かんだ問題だが、勿論、最終見解書でもっと詳細なことが書かれたものを受け取られると思うし、問題に関する順位付けも行われるだろう。

最後に日本政府は最終見解書を真摯に受け止め、それを委員会の指導と受け止め如何にして、日本の子どもの権利条約を履行するかを考えていただきたい。なぜならば、常に改善する余地があるためである。これが、我々全員が子どもの権利ができる限り満身に履行されるために要求するものである。有り難う御座います。そして、頑張ってください。